

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課
地域学校協働活動推進室



文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

本日お話をさせていただくこと

- ①なぜ、CS、地域学校協働活動(本部)なのか？
- ②コミュニティ・スクールとは……
- ③地域学校協働活動・本部とは……
- ④それぞれの本質と一体的推進

10月30日
(水)

文部科学省 総合教育政策局

地域学習推進課

地域学校協働活動推進室

室長 岡 貴子

なぜ、コミュニティ・スクール？
なぜ、地域学校協働活動（本部）？

教育をめぐる現状と課題



● 技術革新

超スマート社会

新たな社会
“Society 5.0”

5.0



1.0
Society 1.0 狩猟



2.0
Society 2.0 農耕



Society 3.0 工業
3.0

4.0



Society 4.0 情報

[内閣府作成]

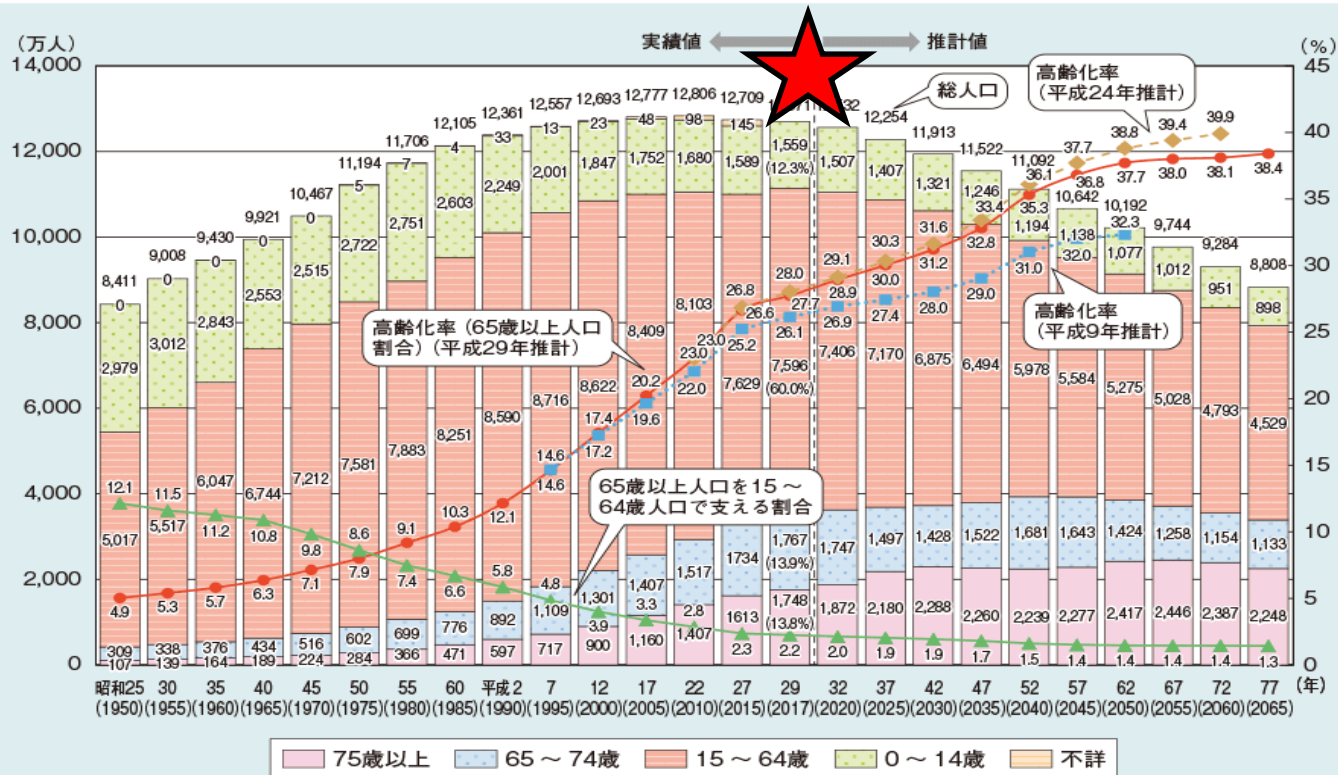
● 技術革新



- 子供たちの65%は、大学卒業後、今は存在していない職業に就く。
キャシー・デビッドソン氏（ニューヨーク市立大学大学院センター教授）
- 今後10～20年程度で、約47%の仕事が自動化される可能性が高い。
マイケル・A・オズボーン氏（オックスフォード大学准教授）

●人口・高齢化の推移と将来推計

図1-1-2 高齢化の推移と将来推計



資料：棒グラフと実線の高齢化率については、2015年までは総務省「国勢調査」、2017年は総務省「人口推計」（平成29年10月1日確定値）、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。点線と破線の高齢化率については、それぞれ「日本の将来推計人口（平成9年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による、推計時点における将来推計結果である。

(注1) 2017年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「平成27年国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（参考表）」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950年～2015年の高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。

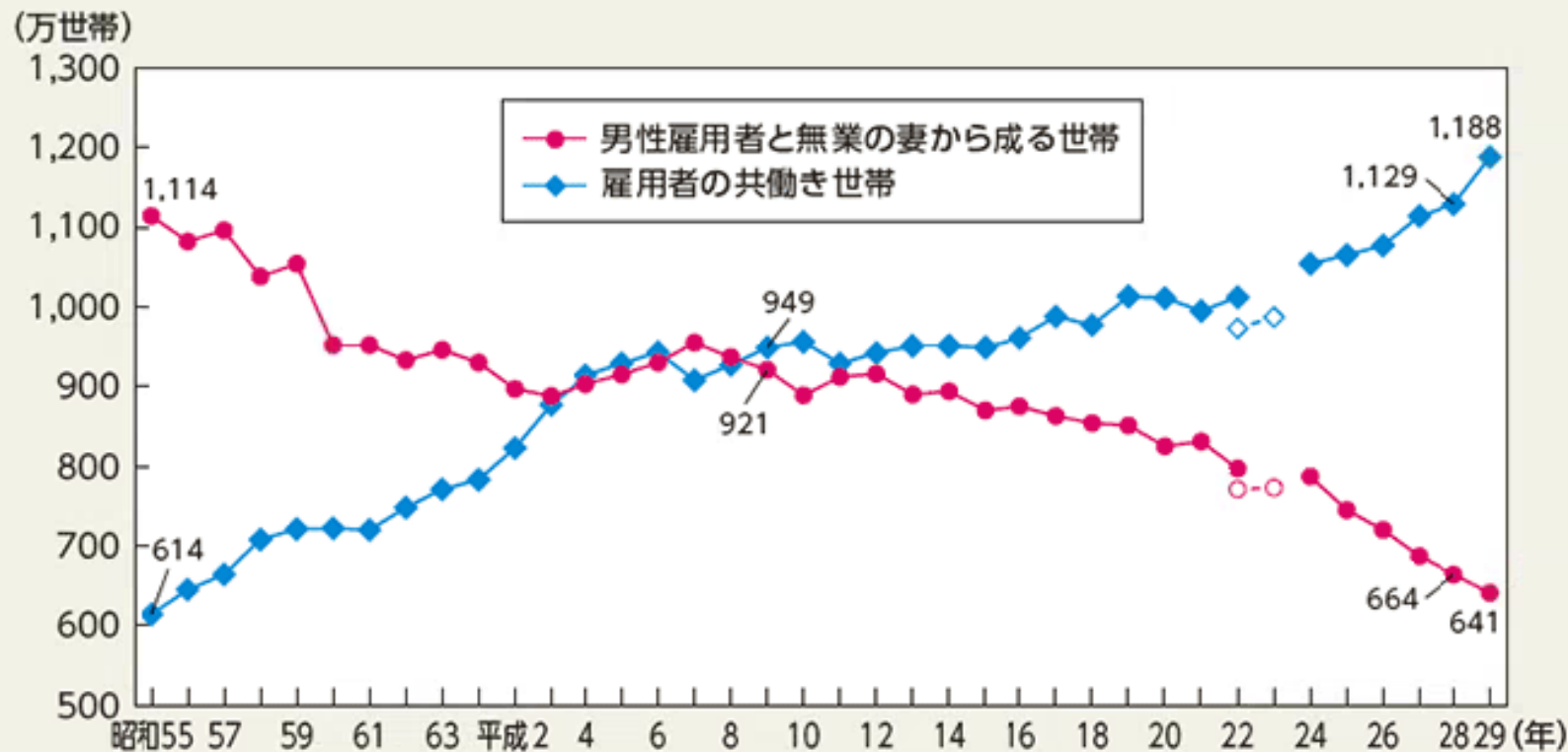
(注2) 年齢別の結果からは、沖縄県の昭和25年70歳以上の外国人136人（男55人、女81人）及び昭和30年70歳以上23,328人（男8,090人、女15,238人）を除いている。

(注3) 将来人口推計とは、基準時点までに得られた人口学的データに基づき、それまでの傾向、趨勢を将来に向けて投影するものである。基準時点以降の構造的な変化等により、推計以降に得られる実績や新たな将来推計との間には乖離が生じるものであり、将来推計人口はこのような実績等を踏まえて定期的に見直すこととしている。

内閣府：平成30年度版高齢社会白書

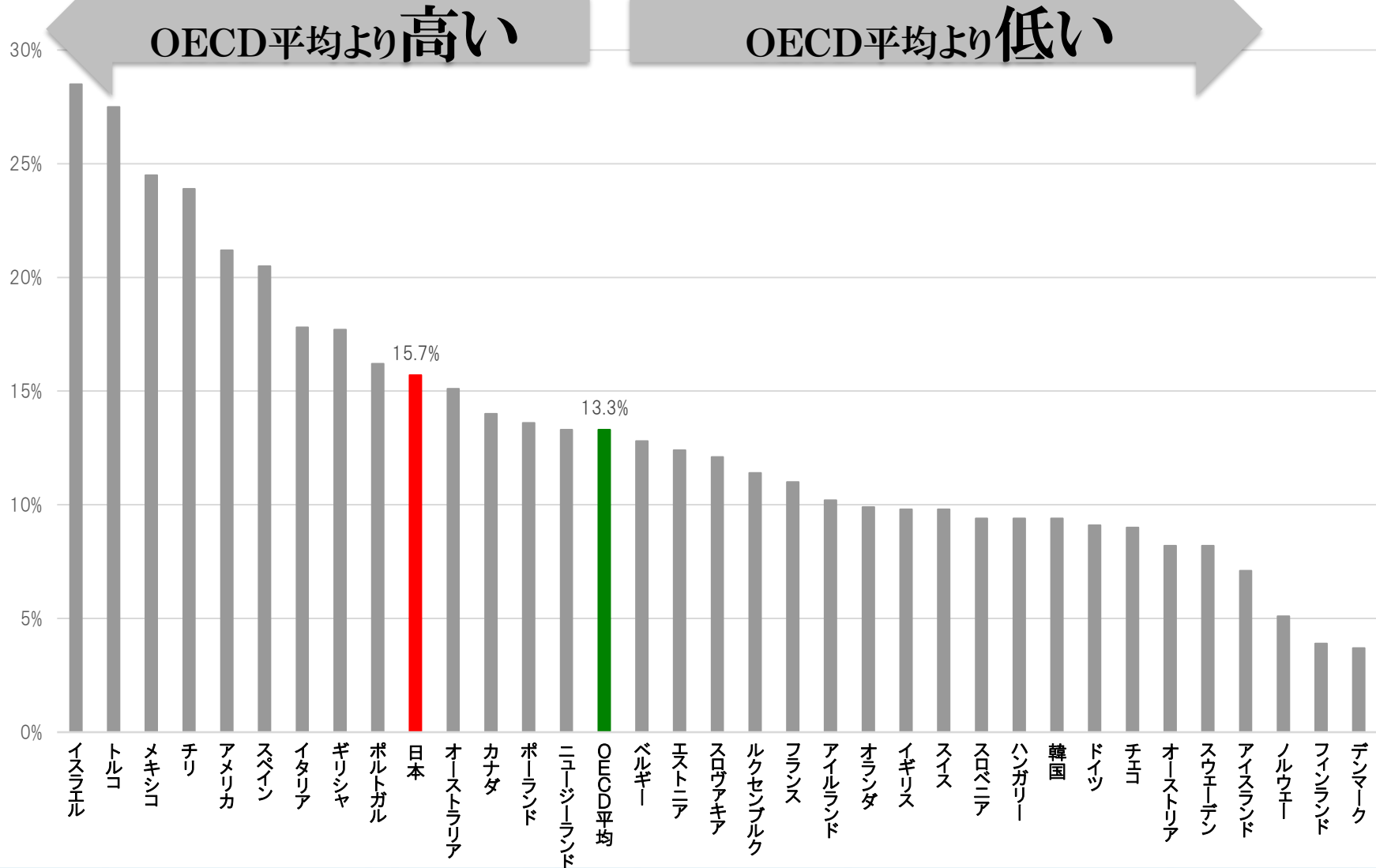


● 共働き世帯の推移



- (備考) 1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)の世帯。
4. 平成22年及び23年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

● 子供の貧困率



OECD発表資料より（2014年）

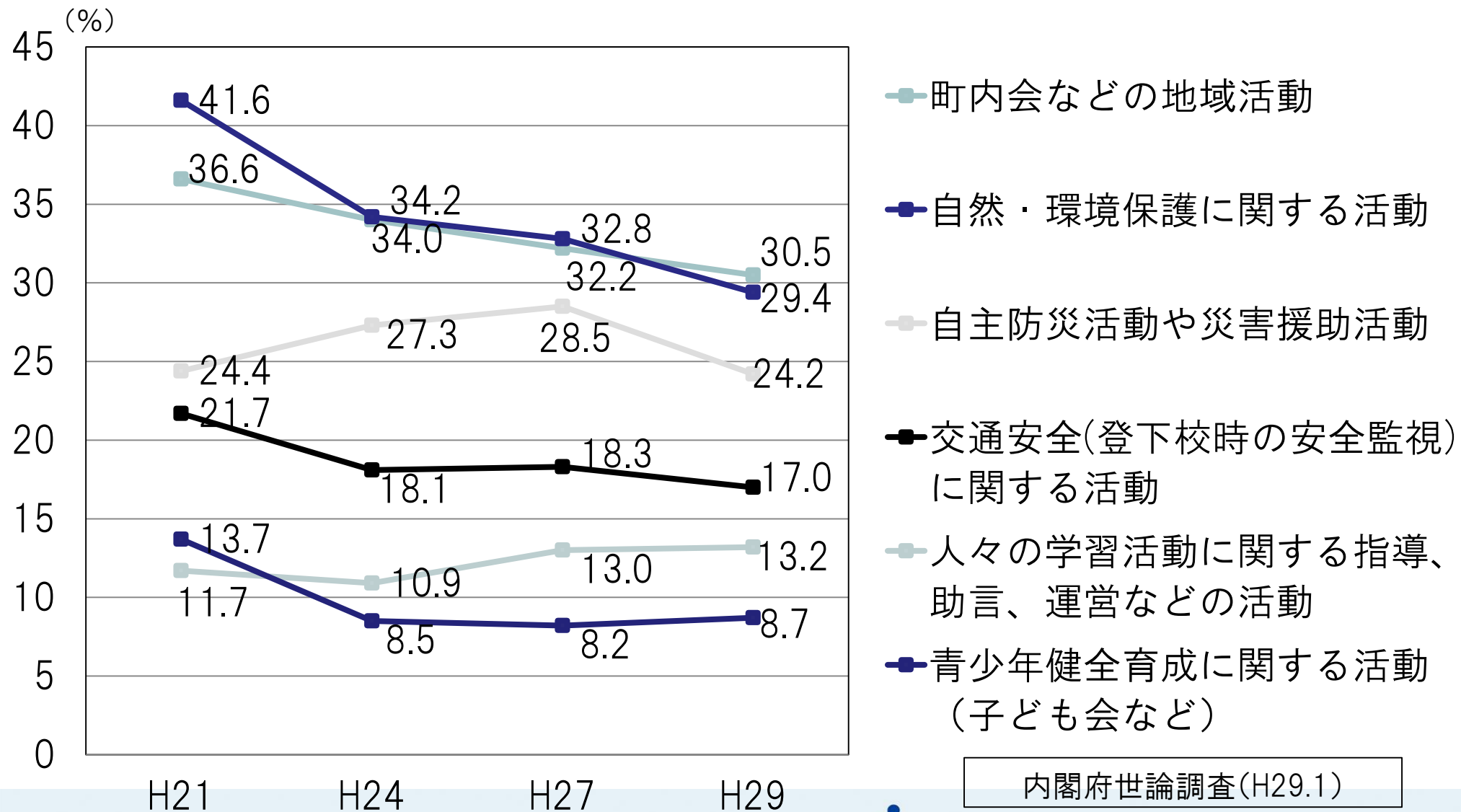
※ハンガリー、アイルランド、日本、ニュージーランド、スイス、トルコの数値は2009年、チリの数値は2011年



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

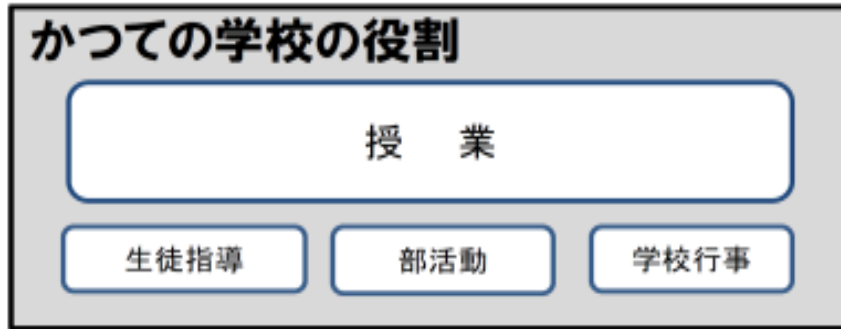
●人々の社会への貢献意識 (肯定的回答)



内閣府世論調査(H29.1)

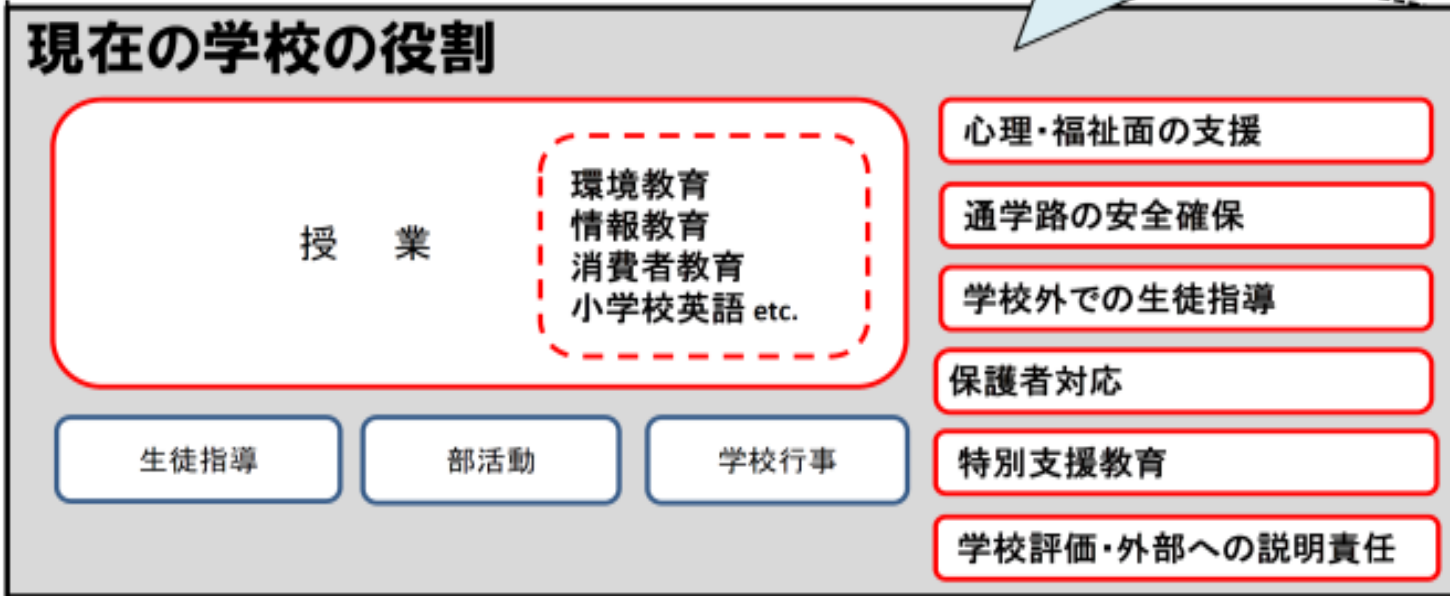


● 教師の役割り



〈学校の役割拡大による業務量増〉

- ◆ 家庭・地域の環境・教育力低下
- ◆ 児童生徒への指導の困難化
- ◆ 保護者対応の増加
- ◆ グローバル化・知識基盤社会化に伴う新しい教育への対応
- ◆ 説明責任の増大



TALIS2018調査結果より
※調査対象：48か国／地域

日本の教員の**1週間当たりの勤務時間は参加国最長**

日本 (小) **55.4**時間
(中) **56.0**時間
参加国平均**38.3**時間

課外活動(スポーツ・文化活動)の指導時間が特に長い

日本 (中) **7.5**時間
参加国平均**1.9**時間

<社会に開かれた教育課程>

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。



教育をめぐる現状と課題 社会に開かれた教育課程

新しい時代に必要な資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「**カリキュラム・マネジメント**」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要な資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共（仮称）」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「**アクティブ・ラーニング**」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得
など、新しい時代に求められる
資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い
理解を図るための学習過程
の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び



社会的背景

地域の間関係の
希薄化

予測できない
といわれる未来

人口減少・少子化・
核家族化・都市化等

予測不可能な社会

保護者の学校に
対するニーズの
多様化

生徒・児童指導
に関わる課題の
複雑化

特別支援教育等に関わる課題
の複雑化・多様化

学校を取り巻く問題の
複雑化・困難化

地域力（教育力）の低下

担い手の不足

前年度踏襲型の
活動

繋がり希薄化

社会教育

学校教育



「社会に開かれた教育課程」

- ①教育課程を介して**目標を学校と社会が共有**
- ②子供たちの育成すべき資質・能力を明確化
- ③**地域の人的・物的資源の活用**、社会と共有
・連携しながら、開かれた学校教育を展開

身近な課題は？

これまでの学校のままで？

これまでの地域のままで？

それぞれでやっていっていい？

5年後、10年後、その先は？





地域



学校



連携・協働

- コミュニティ・スクール
- 地域学校協働活動
地域学校協働本部



コミュニティ・スクールとは……？

学校運営協議会を設置した学校



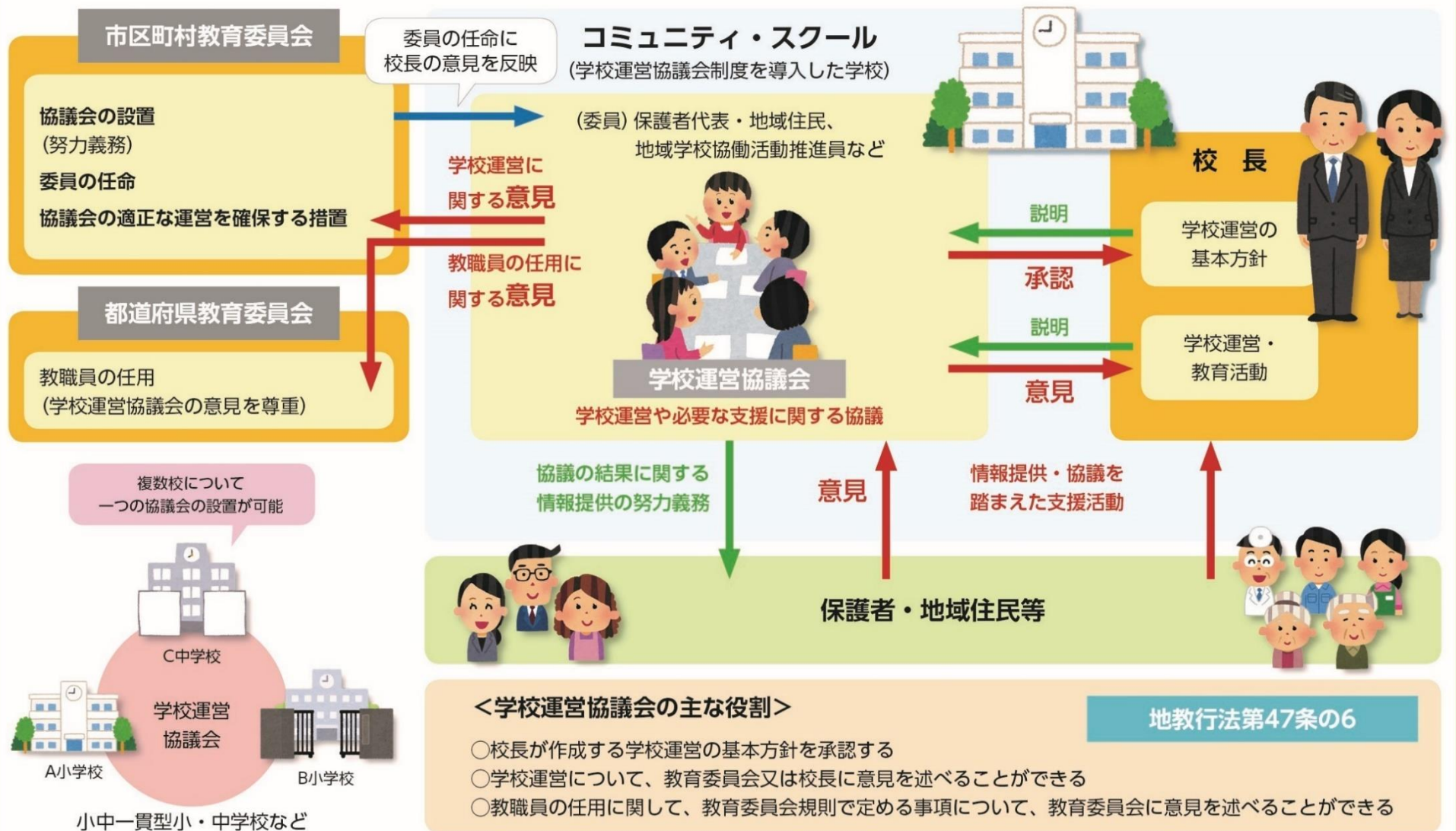
コミュニティ・スクールとは……？

保護者や地域住民等が**一定の権限**と**責任**をもって学校運営に参加することで、育てたい子供像、目指すべき教育の**ビジョンを共有**し、目標の実現に向けて**協働**する仕組みのある学校

「**地域とともにある学校づくり**」をする学校



コミュニティ・スクールの仕組み



コミュニティ・スクールは、育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けてともに協働していく仕組み



学校運営協議会の(主な)3つの機能

- ①学校運営に関する基本的な方針の承認をする。【必須】
- ②運営に関して意見を述べることができる。【任意】
- ③教職員の採用・任用に関して意見を述べることができる。【任意】



①学校運営に関する基本的な方針の承認をする。【必須】

☆ 教育課程の編成その他規則で定める事項について

☆ 承認のイメージ

OK



Let's

☆ 基本方針に基づく学校の運営及び支援に関し、住民、生徒、保護者その他関係者の理解を深めるため、連携及び協力の推進のために、情報提供を！（努力義務）

☆ 合議体として



合議体

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第47条の6)

地方自治法上の**附属機関にとどまらず**……一定の範囲で法的な権限を有する教育委員会の**下部組織たる合議制の機関**として教育委員会が設置するものである。

合議体

~~個人の意見を尊重~~

教育委員会
の下部組織

委員＝特別職の非常勤公務員



②運営に関して意見を述べることができる。

☆合議体として

③教職員の採用・任用に関して意見を述べることができる。

☆基本方針(承認)を実現するための教職員配置の観点

☆分限、懲戒、勤務条件は対象外

☆市町村教委の内申権、校長の意見具申権の変更なし

☆合議体として

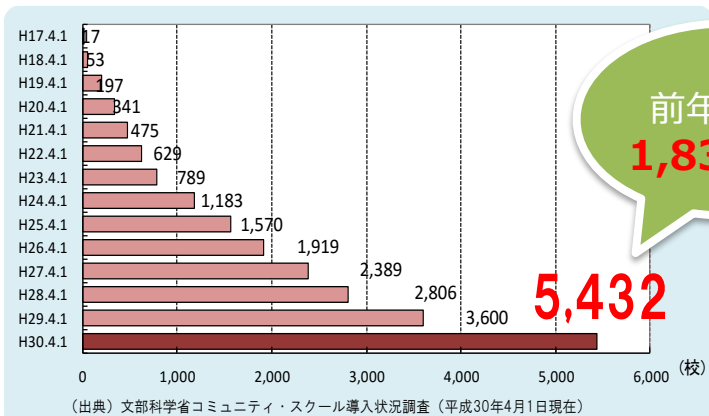


学校運営協議会を設置している学校数

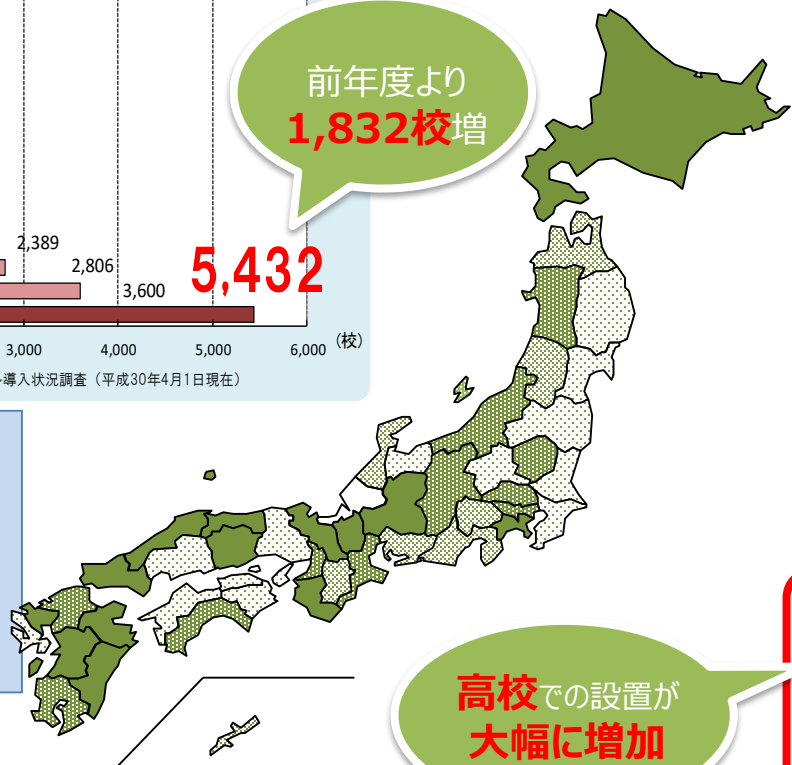
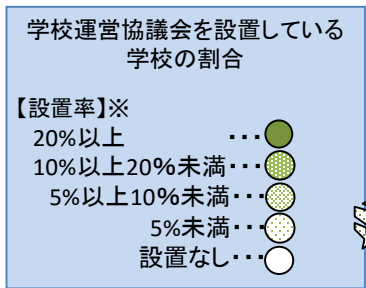
46都道府県内 **5,432校**（平成30年4月1日現在）

（幼稚園147、小学校3,265、中学校1,492、義務教育学校39、中等教育学校1、高等学校382、特別支援学校106）

全国の学校のうち、**14.7%**がコミュニティ・スクールを導入

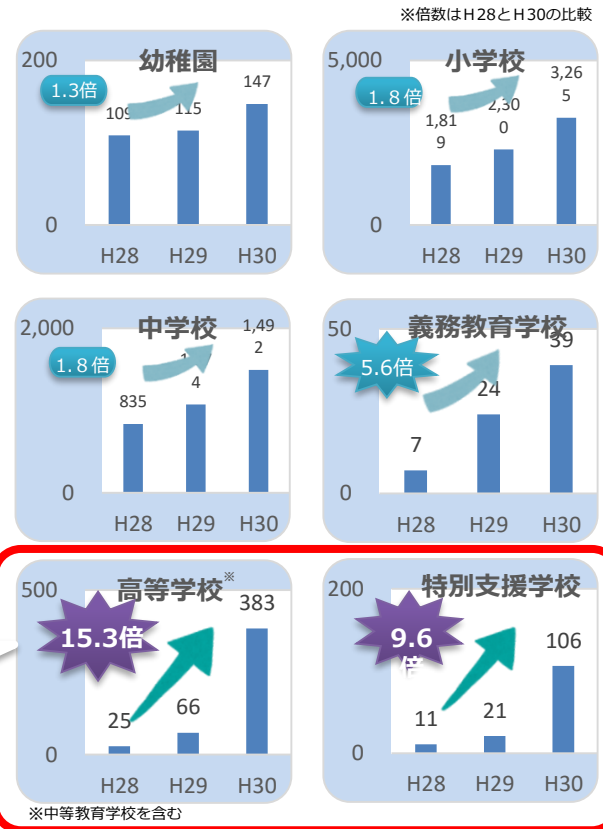


前年度より
1,832校増



高校での設置が
大幅に増加

◆校種別の設置状況（3年経過）



※母数は平成30年4月1日調査で、各教育委員会から報告があった学校数。

※沖縄県は地図を拡大しています。

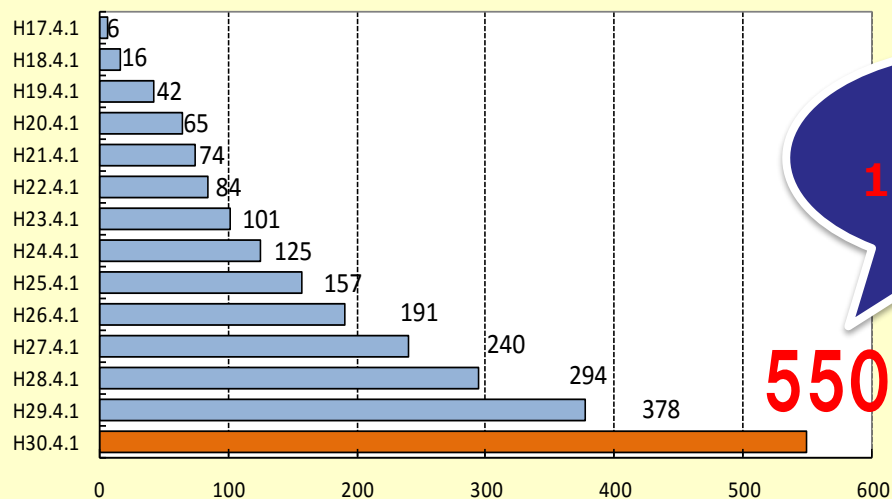
コミュニティ・スクールの設置状況【学校設置者数】

コミュニティ・スクールを設置している学校設置者数

46都道府県内 **532市区町村** **18道府県** (平成30年4月1日現在)

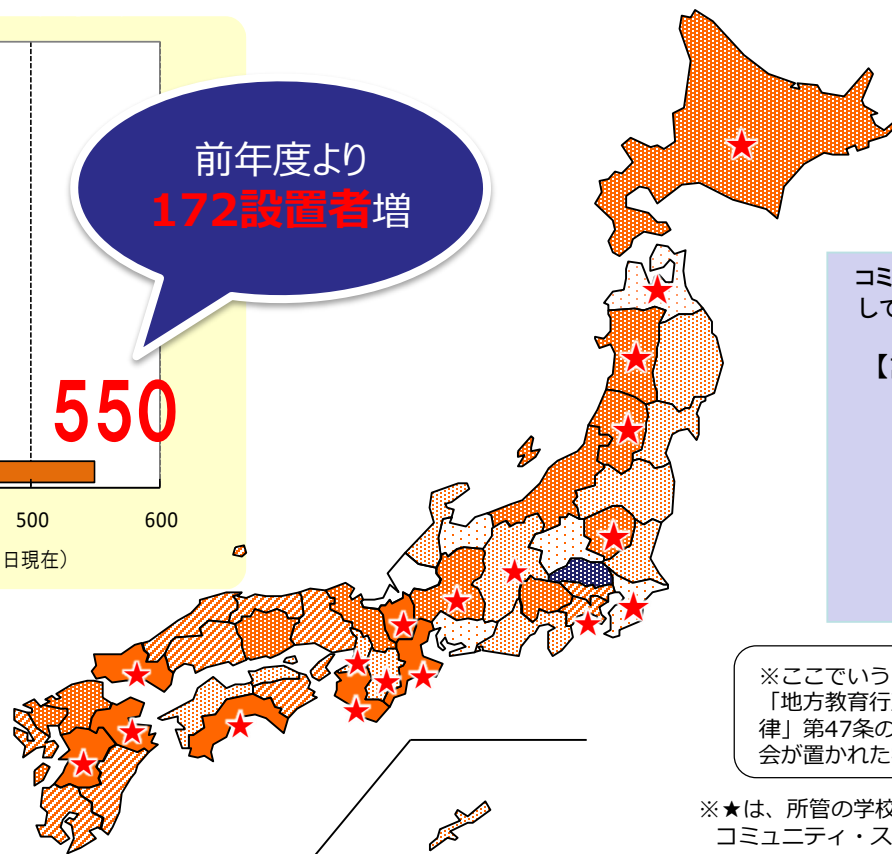
(18道府県、526市区町村(7政令指定都市を含む)、6学校組合)

全国の学校設置者*のうち、**30.5%**がコミュニティ・スクールを設置



(出典) 文部科学省コミュニティ・スクール導入状況調査(平成30年4月1日現在)

前年度より
172設置者増



コミュニティ・スクールを導入している学校設置者の割合

【設置率】

- 50%以上・・・●
- 30%以上・・・●
- 20%以上・・・●
- 10%以上・・・●
- 10%未満・・・●
- 設置なし・・・○

※ここでいうコミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の6に規定された学校運営協議会が置かれた学校を指す。

※★は、所管の学校(高等学校・特別支援学校等)にコミュニティ・スクールを設置している道府県

※沖縄県は地図を拡大しています。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

地域学校協働活動とは

地域と学校が協働しておこなう活動



辞書では

【協働】

同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。

~~協働~~
||
協力して働くこと

➡ **協働**：立場の異なる人たちが、**同じ目的**のために（目標に向けて）**対等の立場**で協力して共に働く（人として動く）こと



地域学校協働活動とは

幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「**学校を核とした地域づくり**」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動



様々な地域学校協働活動

定義

「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、以下の様々な取組を組み合わせる実施する活動

学びによるまちづくり・ 地域課題解決型学習・郷土学習

- ◆ 地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
- ◆ 「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- ◆ 地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など



放課後子供教室

- ◆ 地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



地域未来塾

- ◆ 中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



家庭教育支援活動

- ◆ 寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



学校に対する多様な協力活動

- ◆ 登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援、企業等による出前授業等の教育プログラムの提供（土曜学習応援団）など



地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画

- ◆ 地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



地域学校協働活動は……

⇒多くの幅広い層の地域住民が参画する。

⇒「学校を核とした地域づくり」を目指す。

⇒相互にパートナーとして連携・協働する。

→目標を共有する。

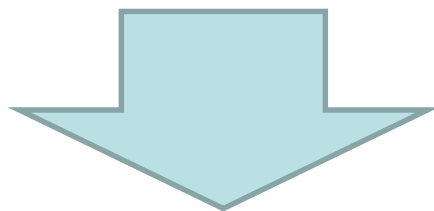
→対等の立場である。



法律に定められたもの

社会教育法(第5条)

- 学校の授業の終了後、休日の学習その他の活動
- ボランティア活動、社会奉仕体験活動、
自然体験活動、その他の体験活動
- 社会教育における学習の機会を利用して行った
学習の成果を活用する活動



地域住民その他の関係者が学校と協働して行うもの

地域学校協働本部とは

皆がつながり、活動しやすい体制



地域学校協働本部とは

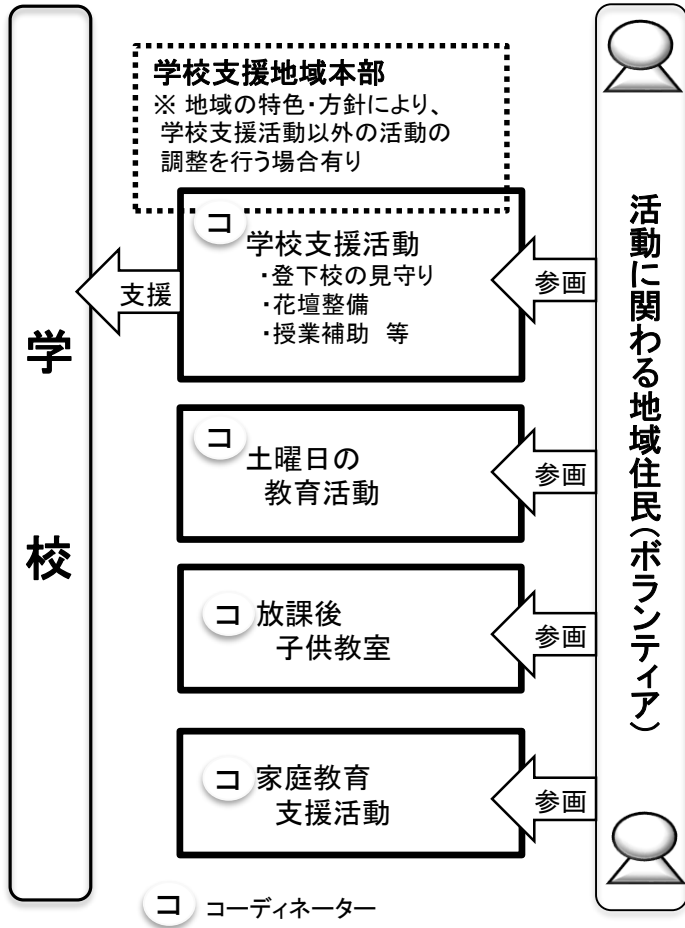
従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、
緩やかなネットワーク を形成することにより、
地域学校協働活動を推進する体制



これまで

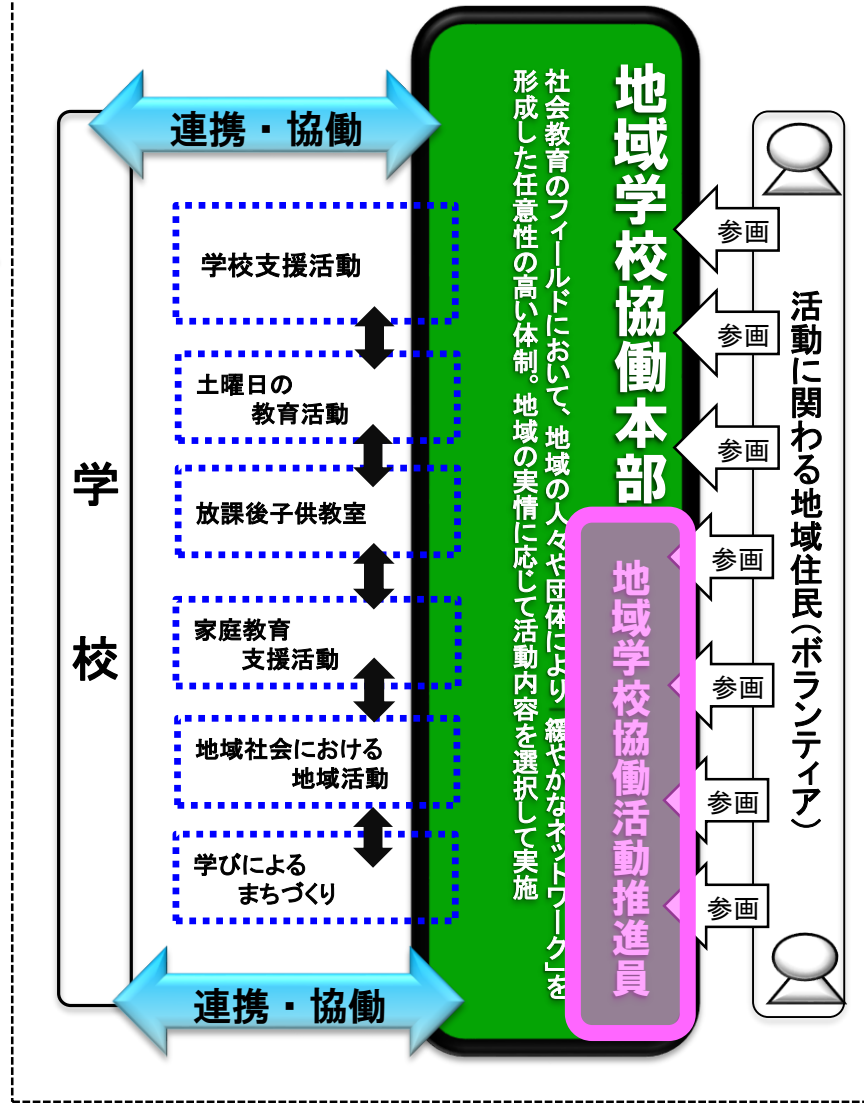
【これまでの課題】

- ・それぞれの活動ごとにコーディネートがなされ、必ずしも横の連携が十分でない。
- ・コーディネート機能の大部分を特定の個人に依存し、結果として、持続可能な体制がつくられていない場合も多い。



- ・コーディネーター機能の充実
- ・個別の活動の総合化・ネットワーク化
- ・「支援」から「連携・協働」へ

これから



コーディネート機能 多様な活動 継続的な活動

法律に定められたもの

社会教育法(第9条の7)

教育委員会は、**地域学校協働活動**の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、**地域学校協働活動**の推進に熱意と見識を有する者のうちから**地域学校協働活動推進員**を委嘱することができる。

地域学校協働活動推進員は……地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、**地域学校協働活動**を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。



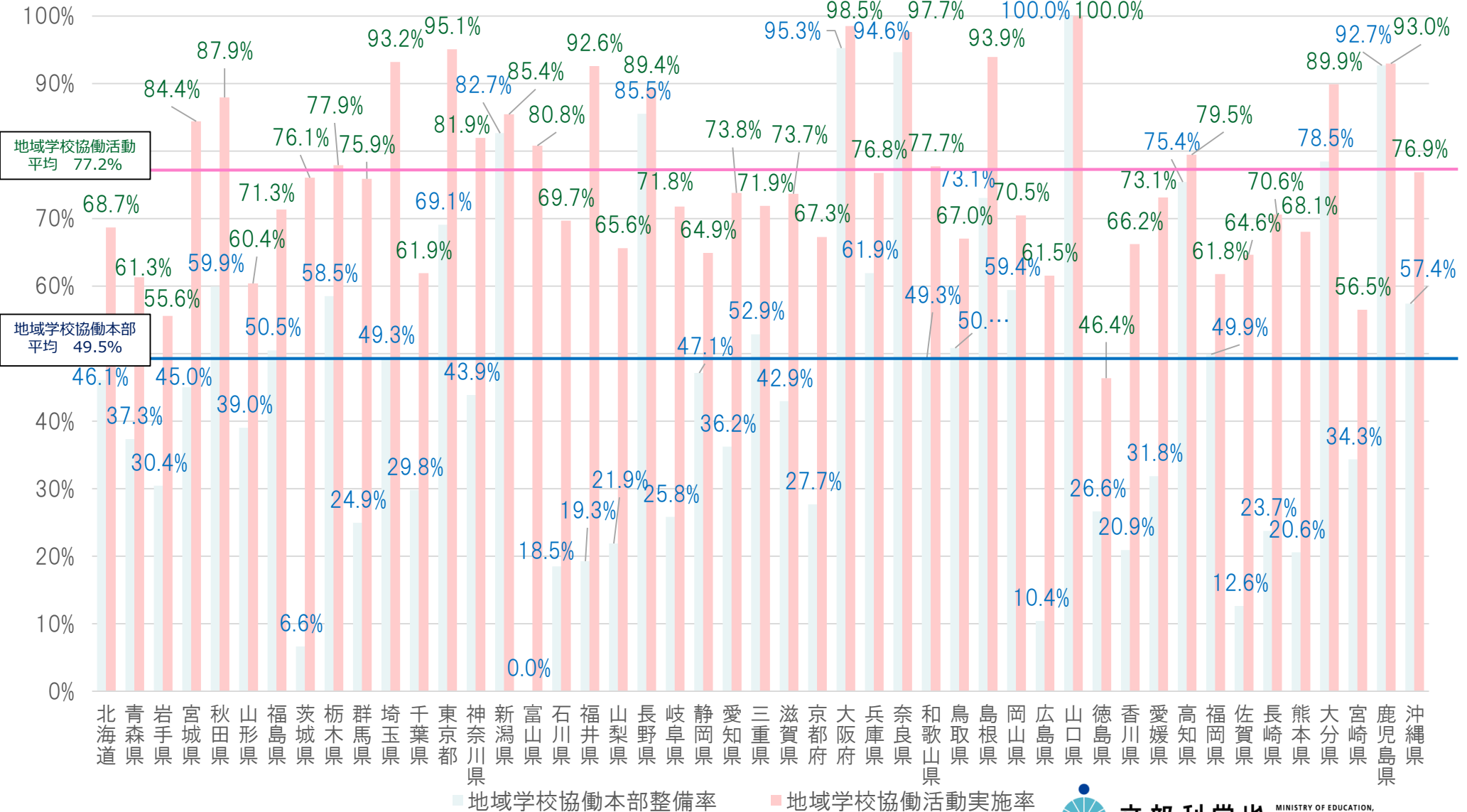
地域学校協働本部整備率と地域学校協働活動の実施率（都道府県別）

地域学校協働本部が整備されている公立小・中・義務教育学校数：14,194校（小学校：9,874校、中学校：4,284校、義務教育学校：36校）

地域学校協働活動を実施している公立小・中・義務教育学校数：22,122校（小学校：16,235校、中学校：5,826校、義務教育学校：61校）

（全国の地域学校協働本部数：8,567本部）

※本データは2019年度「学校を核とした地域力強化プラン」の予算案に係るブロック説明会(平成31年2月)の資料から、一部の自治体からの修正依頼を受け、データを修正している。



コミュニティ・スクール
地域学校協働活動(本部)
の本質と一体的推進



それぞれが目指しているもの……

☆コミュニティ・スクール

地域

とともにある

学校づくり

☆地域学校協働活動(本部)

学校

を核とした

地域づくり

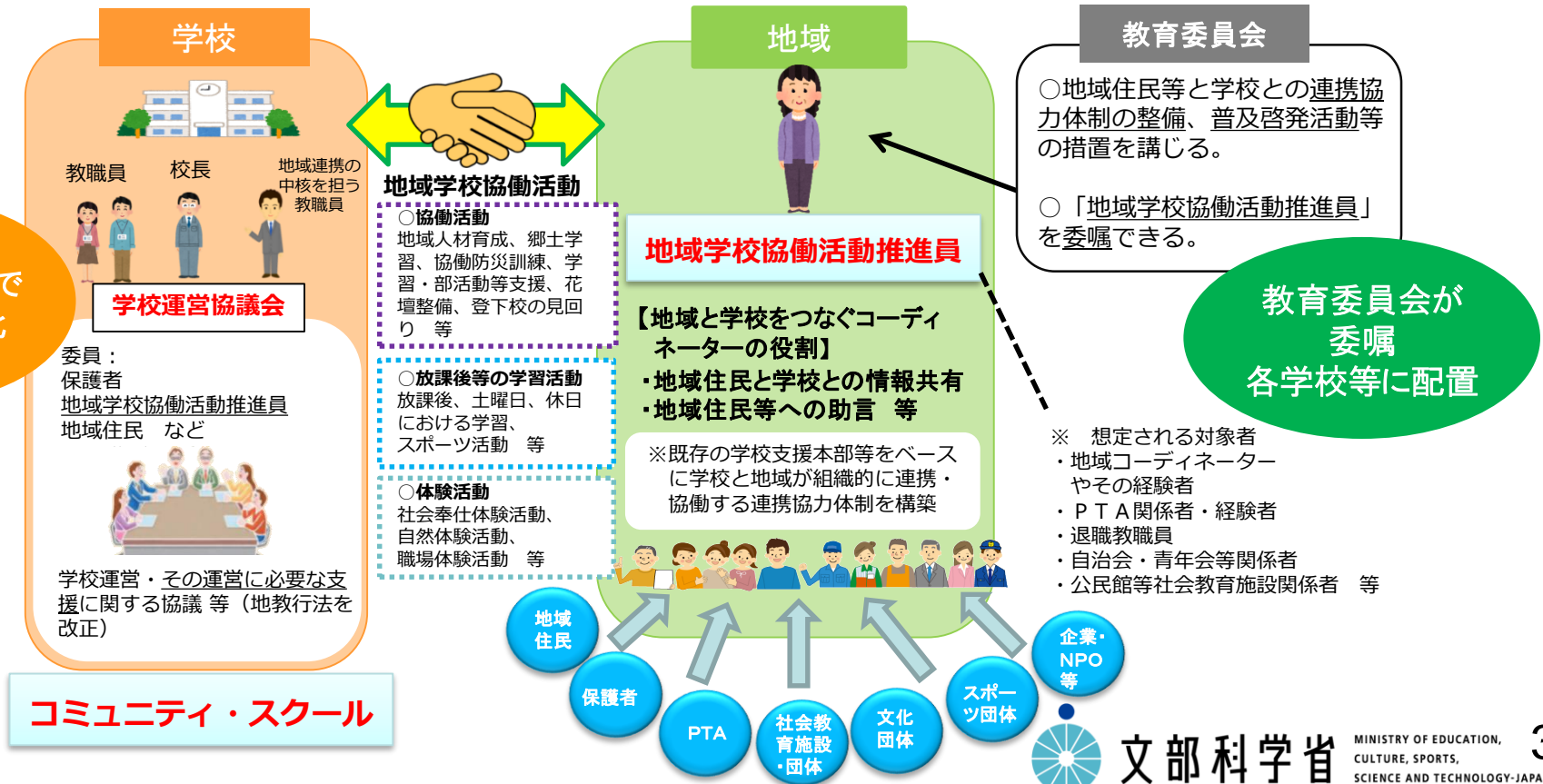


地域と学校の協働体制の構築に向けた法改正（地教行法、社教法）

改正の概要（平成29年4月施行）

平成27年12月の中教審答申（地域と学校の連携・協働）を受け、**地方教育行政の組織及び運営に関する法律**を改正し、各教育委員会に、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである**学校運営協議会の設置を努力義務化**。また、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子供たちの成長を支え、**地域を創生する「地域学校協働活動」**を全国的に推進するため、**社会教育法**を改正し、同活動に関する連携協力体制の整備や「**地域学校協働活動推進員**」に関する規定を整備。これらにより、幅広い地域住民等の参画を得て、**社会総掛かりでの教育を実現し、地域を活性化**。

＜地域と学校の協働体制のイメージ＞



コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

社会に開かれた教育課程

学習指導要領

① これからのよりよい社会を創るよりよい学校教育とは？

② これからの社会を創っていく子供たちが身に付けるべき資質・能力とは？

③ 目標を達成するために、どのように社会との連携・協働を行っていくか？

情報の共有

基本方針の承認

熟議の実施

地域学校協働活動の実施

学校運営協議会



学校運営の基本方針(案)
(教育課程等)

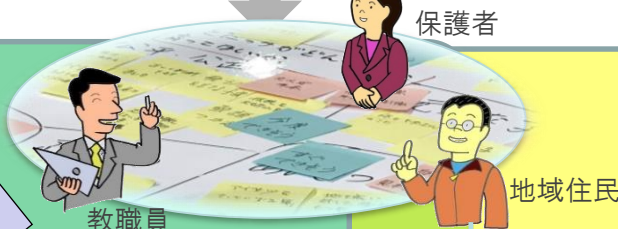
承認

○教育課程を介して社会と目標を共有

校長

本年度の教育課程

○地域学校協働活動で得られた成功体験を共有するため評価を実施



保護者

地域住民

教職員

学校のニーズを把握

地域学校協働活動推進員

地域学校協働本部



○地域学校協働活動推進員(学校運営協議会委員)によるコーディネート
○地域社会にある教育資源の発掘や企業・団体との連携

学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進

参考資料

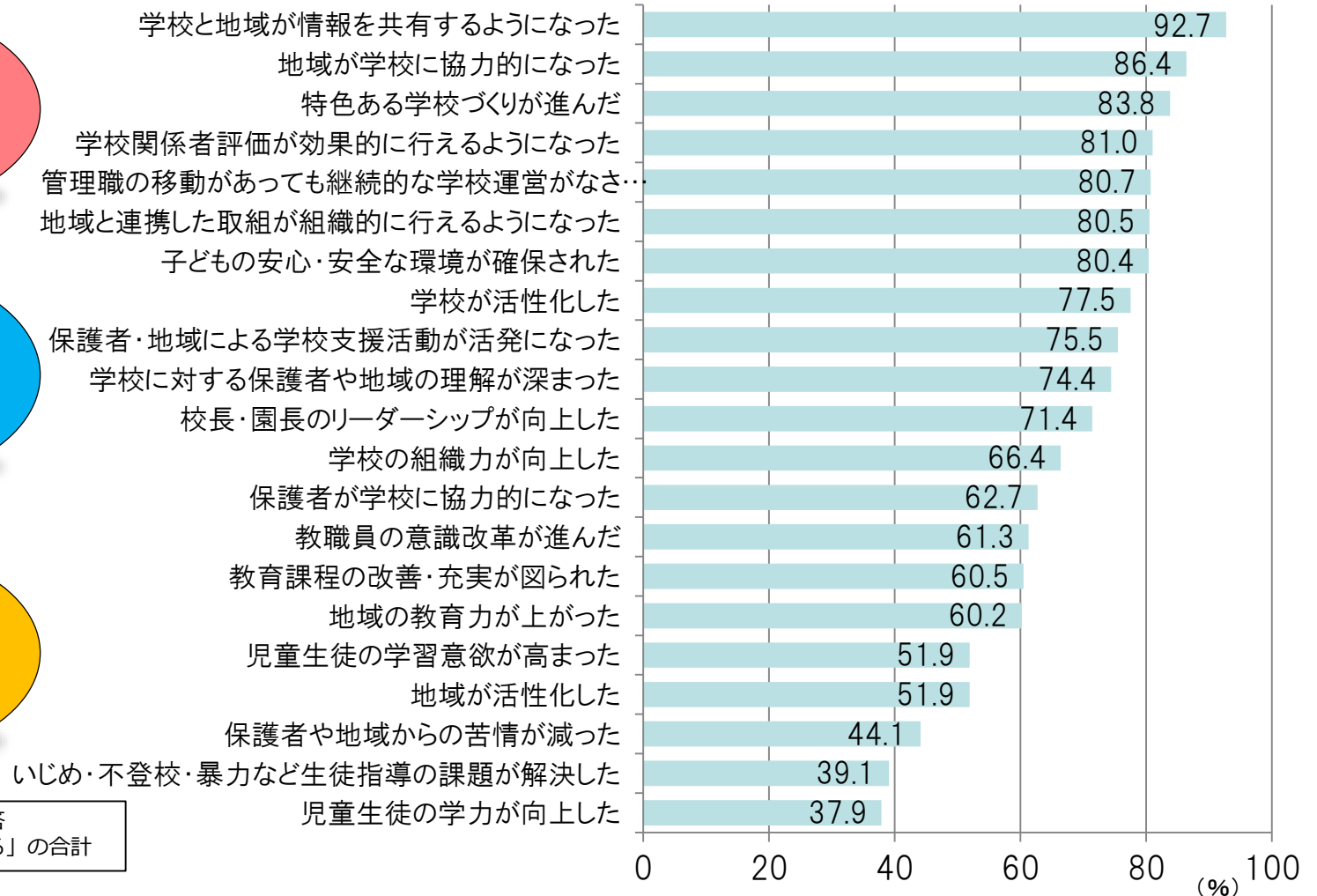
コミュニティ・スクールに関する成果認識

学校運営協議会や熟議の実施を通して、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという「**目標**」や「**ビジョン**」を共有し、学校・家庭・地域が一体となって取り組むことで、**子供たちの学力向上**、**生徒指導上の課題解決**、**教職員の意識改革・業務改善**など、学校運営に関する様々な効果が表れている。

子供たちへの効果

学校（教職員）への効果

地域（住民）への効果



※コミュニティ・スクールの校長が回答
 ※「当てはまる」「ある程度当てはまる」の合計

出典:「総合マネジメント力強化に向けたコミュニティ・スクールの在り方に関する調査研究報告書」(平成27年度文部科学省委託調査)

背景

○ 中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について」(平成27年12月)

・地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進することや、同活動を推進する「地域学校協働本部」を全国的に整備すること

・全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を設置した学校(コミュニティ・スクール)を目指すことや、学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策を講じていくこと

等が提言された。



○ 社会教育法、地教行法(平成29年3月改正、同年4月施行)

上記の中教審答申や「次世代の学校・地域」創生プラン(平成28年1月)を踏まえ、「地域と学校の連携・協働」を全国的に推進するため、

・教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定を整備(社会教育法)

・学校運営協議会の設置(コミュニティ・スクールの導入)を努力義務化するとともに、学校運営に必要な支援についても協議することを規定(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)

第3期教育振興基本計画（概要）

「教育振興基本計画」とは

- 平成18年に全面改正された教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画
- 平成20年7月に初めての教育振興基本計画が策定され、平成25年6月には第2期教育振興基本計画が策定
- 平成30年3月「第3期教育振興基本計画の策定について（答申）」を踏まえ、政府内での調整を経て、**同年6月15日に第3期教育振興基本計画が閣議決定。**

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

I 教育の普遍的な使命

改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要

II 教育をめぐる現状と課題

1 これまでの取組の成果

- 初等中等教育段階における世界トップレベルの学力の維持
- 給付型奨学金制度、所得連動返還型奨学金制度の創設
- 学校施設の耐震化の進展 等

2 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

- (1)社会状況の変化
人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化、子供の貧困、地域間格差 等
- (2)教育をめぐる状況変化
 - 子供や若者の学習・生活面の課題
 - 地域や家庭の状況変化
 - 教師の負担
 - 高等教育の質保証等の課題
- (3)教育をめぐる国際的な政策の動向
OECDによる教育政策レビュー 等

III 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項

第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指す

《個人と社会の目指すべき姿》

- (個人) 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成
- (社会) 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展

《教育政策の重点事項》

- 「超スマート社会(Society 5.0)」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要
- 教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む

IV 今後の教育政策に関する基本的な方針

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する



学校運営協議会の設置に関する地方財政措置

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務とされたことに伴い、学校運営協議会の設置・運営に必要な経費について、平成30年度から地方交付税を措置。

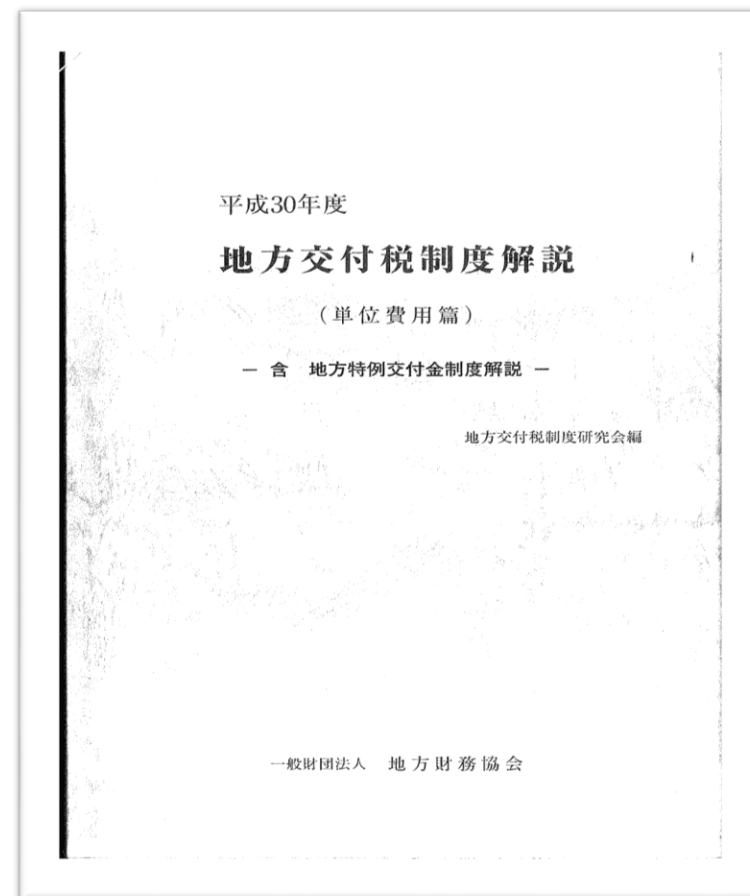
<具体的な措置内容>

平成31年度 文教関係地方財政措置

社会を生き抜く力の育成

◇学校運営協議会の設置

学校運営協議会を設置する学校に対し、学校運営協議会の設置・運営に必要な経費として、積算上、学校運営協議会委員報酬及び会議費等を措置



コミュニティ・スクール 地域学校協働活動 ～ 学校と地域でつくる学びの未来ホームページ（文部科学省） ～

「学校と地域でつくる学びの未来」ホームページをリニューアルしました。

これまでより掲載していた地域学校協働活動に関する情報の他、コミュニティ・スクールに関する情報、企業・団体等の教育プログラムに関する情報等を本ページに集約したほか、ホームページを御覧になれる方（自治体、学校関係者、保護者地域の方、企業・団体関係者）ごとに必要と思われるコンテンツをまとめて掲載しております。

学校と地域でつくる
学びの未来
School Home Community

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文字 標準 拡大 背景色 標準 黒 青

よくある質問 ▶ 初めての方へ ▶ サイトマップ ▶ SNS ▶ お問い合わせ (2文字以上のキーワードを入力) 検索

自治体の方 | 学校教職員の方 | 地域学校協働活動推進員(コーディネーター)の方 | 保護者・地域の方 | 企業・団体の方

ホーム | 国の取組 | 全国の実事例 | 企業等による教育プログラム | 関連資料・パンフレット

地域みんなの力で 子供たちの未来を拓く

地域と学校の連携・協働は、
教育と子供たちの明日へ心を寄せる
すべての方々に支えられています。

一時停止

未来を担う子供たちの豊かな学びや成長を支えるためには、地域と学校がパートナーとして連携・協働することが重要です。本サイトでは、国の取り組み、地域と学校が連携・協働した事例、企業・団体・大学等の方学校と協働するためのツール、イベントの情報、等を掲載しています。



<https://manabi-mirai.mext.go.jp/> もしくは“学びの未来”で検索

◇ コミュニティ・スクール パンフレット2018

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）に関する基本的な考え方やQ & A、全国の導入状況、実践事例、CSマイスターの情報等を掲載しています。



文部科学省コミュニティ・スクール Facebook



最新の情報やフォーラム当日の様子等を掲載しています。



<https://www.facebook.com/community.school.mext/>

◇ 地域みんなで子供たちの未来を考えるワークショップのすすめ

学校と地域の協働の機運を高めるために必要なことは、多くの関係者が目標やビジョンを共有することです。このガイドブックでは、「熟議」を通じたワークショップのポイントや進行方法を解説しています。



◇ 学校運営協議会設置の手引き

コミュニティ・スクール導入を目指す教育委員会事務局や学校管理職向けのガイドブックです。

導入にあたって必要な準備や運営のポイント等を詳しく解説しています。

